

出産したらもらえるお金（従業員の方）

出産手当金

受給対象者

- ・ 社会保険に入っている人

申請先

- ・ 加入している健康保険組合

産前産後に貰えるのが「**出産手当金**」です。

出産で会社を休む場合、出産前 42 日間と出産後 56 日間を対象に、1 日あたりの社会保険報酬の日額の 3 分の 2 が日数分支給されます。また、予定日通り出産するかどうかで支給日数が変わります。

出産日によって支給日数が違う

- ・ 予定日通り：支給日数＝98 日間
- ・ 予定日より早い：支給日数＝(98 日間- α)
- ・ 予定日より遅い：支給日数＝(98 日間+ α)

出産育児一時金

受給対象者

- ・ すべての健康保険に入っている人（配偶者をご請求者の場合もあります）

申請先

- ・ 出産した医療機関（直接支払制度）
- ・ 加入している健康保険組合

健康保険加入者（または扶養家族）が妊娠し、妊娠 85 日以上経過すると受け取れるのが「**出産育児一時金**」です。

金額は赤ちゃん 1 人につき**50 万円**（双子ならば 100 万円）です。

出産費用が出産育児一時金を下回る場合は、請求すると差額を後日受け取れます。一般的には、退院時の精算で 50 万円を超えた分のみを支払う「**直接支払い制度**」を利用すれば、病院窓口で高額を支払う必要がなくなります

育児休業給付金

受給対象者

- ・雇用保険を払っている働く人

(雇用保険加入期間1年以上など条件があります下記内

容)

申請先

- ・会社の担当窓口
- ・ハローワーク

育児休業を取得中、子供の一歳の誕生日の前々日まで支払われるのが「育児休業給付金」です。(条件により最長2歳までの延長可)

※育児給料給付金の受給条件

- ・雇用保険に加入している
- ・育休前の二年間で、月に11日以上働いた月が12か月以上

育休中に給料が支払われる場合は、その金額が「休業前の8割未満」であること、育休終了後に復帰することも条件です。

支給額は育休開始から180日間は給料の67%、その後は50%になります。

報酬(給与)の支給がある場合は減額されることもあります。